

第2次行財政改革計画

～「成熟社会で輝くなごや」をめざして～

平成16年4月

名古屋市

目 次

	頁
この計画について . . .	1
1 これまでの取り組み . . .	2
～「行財政改革計画」に基づき取り組んだこと～	
2 この計画のめざすもの . . .	2
～成熟社会で輝くなごや～	
3 改革の重点 . . .	3
4 第2次実施計画および財政健全化計画との連携 . . .	4
5 改革のための取り組み . . .	5
6 具体的な取り組み内容 . . .	6
7 成果目標 . . .	35
参考資料 . . .	36

この計画について

本市では、平成 13 年 1 月に「行財政改革計画の方針」を、また同年 9 月には「行財政改革計画」を策定して、行財政のシステム改革をすすめてきました。市政を取り巻く状況が一層厳しさを増す中、これまでの改革の実績と成果をふまえた上で、時代の変化に的確に対応しつつ、市民の満足度を高める市政を実現して「成熟社会で輝くなごや」をめざします。

この計画は、行財政のシステム改革を引き続きすすめるための実行計画であり、「名古屋新世紀計画 2010」およびその「第 2 次実施計画」の着実な実行を支えます。

○計画期間

平成 16～18 年度

○計画の推進にあたって

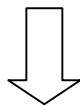
この計画の取り組み事項については、原則として実施年度を明示します。さらに、計画の着実な実行をはかるため、主要な事項については、できる限り数値化した成果目標を掲げて、積極的に取り組むこととします。

また、毎年度の実施状況を取りまとめ、市民に広く公表することで、計画の進行管理を行うこととします。

◎ 行財政のシステム改革

時代の変化に的確に対応しつつ、経営的な視点からこれまでの市政のあり方を新しい発想で見つめ直し、創造的に改革改善を行うことで市政の質的な転換をはかっていくこと

- ・「市民とのパートナーシップ」
- ・「市民志向」と「成果・コスト重視」



成熟社会で輝くなごや
(市民の満足度を高める市政)

1 これまでの取り組み ～「行財政改革計画」に基づき取り組んだこと～

本市においては、平成 13 年 1 月に「行財政改革計画の方針」を策定し、行財政改革に取り組む基本的な考え方をまとめました。

「市民（顧客）志向」と「成果・コスト重視」という経営的な視点を取り入れて、これまでの市政のあり方を新しい発想で見つめ直し、創造的に改革改善を行うことで市政の質的な転換をはかっていくという「行財政のシステム改革」を掲げ、市民の満足度を高める市政をめざすこととしました。

この方針に基づき、平成 15 年度までを計画期間とする「行財政改革計画」を平成 13 年 9 月に策定し、「新世紀に対応した市役所」をめざして、行財政のシステム改革に積極的に取り組んできました。

経営会議・経営アドバイザーを設置し、新たな予算編成システム・定員管理システムを導入したほか、全事務事業を対象とした行政評価を行い、全庁的な改革改善運動に取り組むなど、政令指定都市では初めてとなる取り組みも着実に実行してきており、行財政のシステム改革が軌道にのってきたところと考えています。（「参考資料」参照）

2 この計画のめざすもの ～成熟社会で輝くなごや～

市政のあり方、市役所の仕事のすすめ方を常に点検し、より良いサービスをより多く提供できるよう、継続的な改革改善に取り組むことが市政運営の基本です。とりわけ、社会の成熟化がすすみ、日本の経済社会システム全体が大きく変化している中で、本市の行財政運営も、市税の増収などを新規事業の財源にあてる「成長依存型」から、優先すべき課題の選択と集中をはかり、限られた財源を効率的・重点的に配分する「成熟型」へと転換していかなければなりません。本格的な成熟社会の到来を迎え、国と地方の税財政の「三位一体の改革」など地方分権の流れが一層すすむ中であって、自主的・自立的な市政を確立し、持続可能な行財政運営を実現するためには、さらなるシステム改革をすすめていく必要があると考えています。

そこで、これまで行ってきた行財政のシステム改革をさらに浸透・定着させることにより、市民とのパートナーシップを基本として、より少ない経費で、市民にとっての成果をより多くあげる市政運営をすすめ、市民が満足する市政を実現して「成熟社会で輝くなごや」をめざします。

3 改革の重点

今後、行財政のシステム改革は、次の4点を重視してすすめていきます。

○信頼・公開

市民と行政の信頼関係を築くことが、市政運営の基本です。そのために、情報を公開し、知りたいことをわかりやすく提供して透明な市政運営をすすめ、市民と行政のパートナーシップの基盤とします。

また、道路清掃にかかる不祥事件を重く受け止め、公正な職務の遂行や契約制度の改善など、市役所の体質・風土の問題にも正面から取り組み、市民の信頼回復につとめるとともに、市民に信頼される市役所づくりをすすめ、市政を抜本的に改革します。

○協働・民の力

安心・安全で快適なまちづくりなど、市民がその底力を生かして展開する地域の活動を支援し、市民と市役所がともに考え、役割と責任をもって、まちづくりを協力してすすめていきたいと考えています。

また、平成15年3月に策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」をふまえ、ボランティアやNPO（市民活動団体）との協働、指定管理者制度やPFI※の活用、民営化など、新たな民の力を積極的に活用します。

○成果・分権

将来世代に負担を先送りすることなく、限られた財源の中で、未来のなごやをしっかりと見据えた選択と集中に取り組む必要があります。優先すべきだと市民が共感できること、市民の望んでいることを徹底してくみ取るとともに、行政評価により、市民にとっての成果という視点から、施策・事業を点検検証して、成果・コストを重視する市政を展開します。

また、生活者の視点から迅速で便利なサービスを提供し、市民とともに地域の問題を解決していくために、市民に身近な現場に権限を移譲して、庁内分権をすすめます。

○IT（情報通信技術）

申請・届出・調達手続きを身近な場所で利用しやすい時間に受けられるなど、迅速で便利なサービスの提供や事務の効率化をすすめる電子市役所の実現をはかります。市民と市役所が双方向で情報をやりとりして、市民ニーズの把握やパートナーシップの構築に役立てることをめざします。

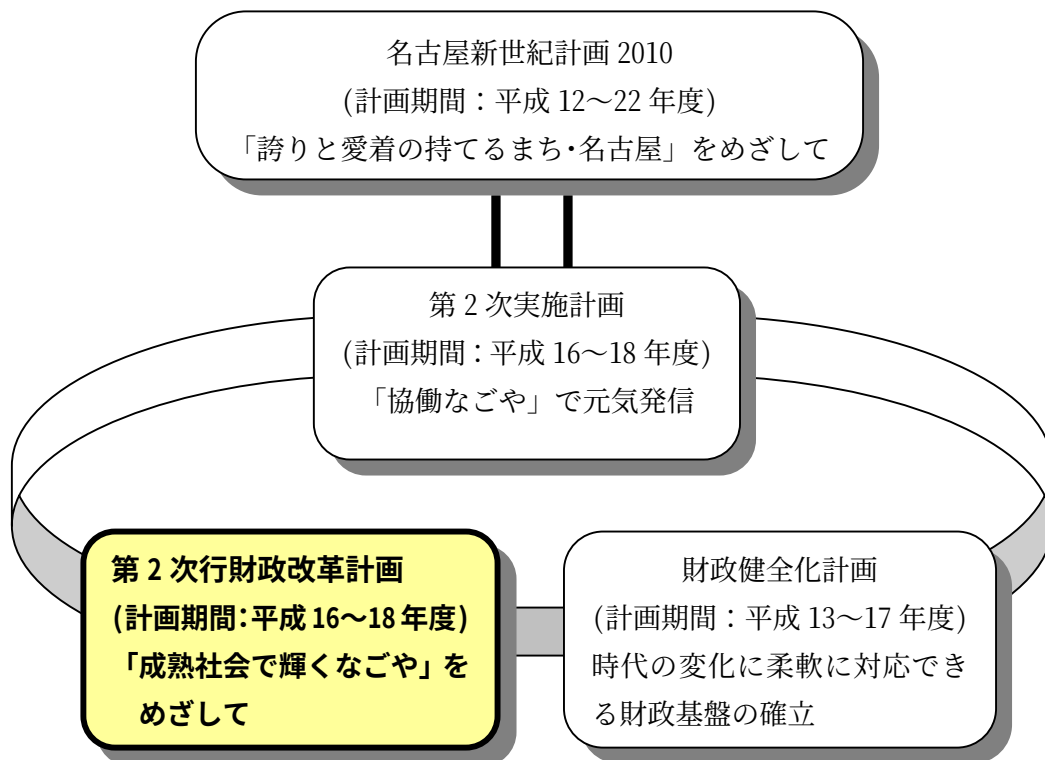
※PFI：公共施設の整備やサービスの提供を、民間のノウハウおよび技術的能力を活用して効率的に行おうとする新しい手法

4 第2次実施計画および財政健全化計画との連携

本市は、21世紀初頭のまちづくりの指針となる基本計画として「名古屋新世紀計画 2010」を策定し、「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」の実現をめざしているところです。その適正な進行管理をはかるために策定した「第2次実施計画」に登載される事業は、「第2次行財政改革計画」と「財政健全化計画」に基づく行財政運営の仕組みや方針に沿って実施され、両計画で「名古屋新世紀計画 2010」およびその「第2次実施計画」の着実な実行を支えます。

平成13年9月に策定した「財政健全化計画」では、財源配分型の予算編成システムに取り組むなど、限られた財源の効率的・重点的配分につとめることで、平成17年度までに公債償還基金からの借入れを行わない財政基盤の確立をめざしています。しかしながら、本市の財政状況は、財政健全化計画策定時の想定を超える厳しい状況にあり、また、地方分権の流れの中で、国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の見直しの「三位一体の改革」により、さらに厳しい状況になることも予想されます。

健全な財政運営を維持しながら市民生活の向上をめざすためには、「第2次行財政改革計画」と「財政健全化計画」が一体となって、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる財政基盤を確立していくことが必要です。



5 改革のための取り組み

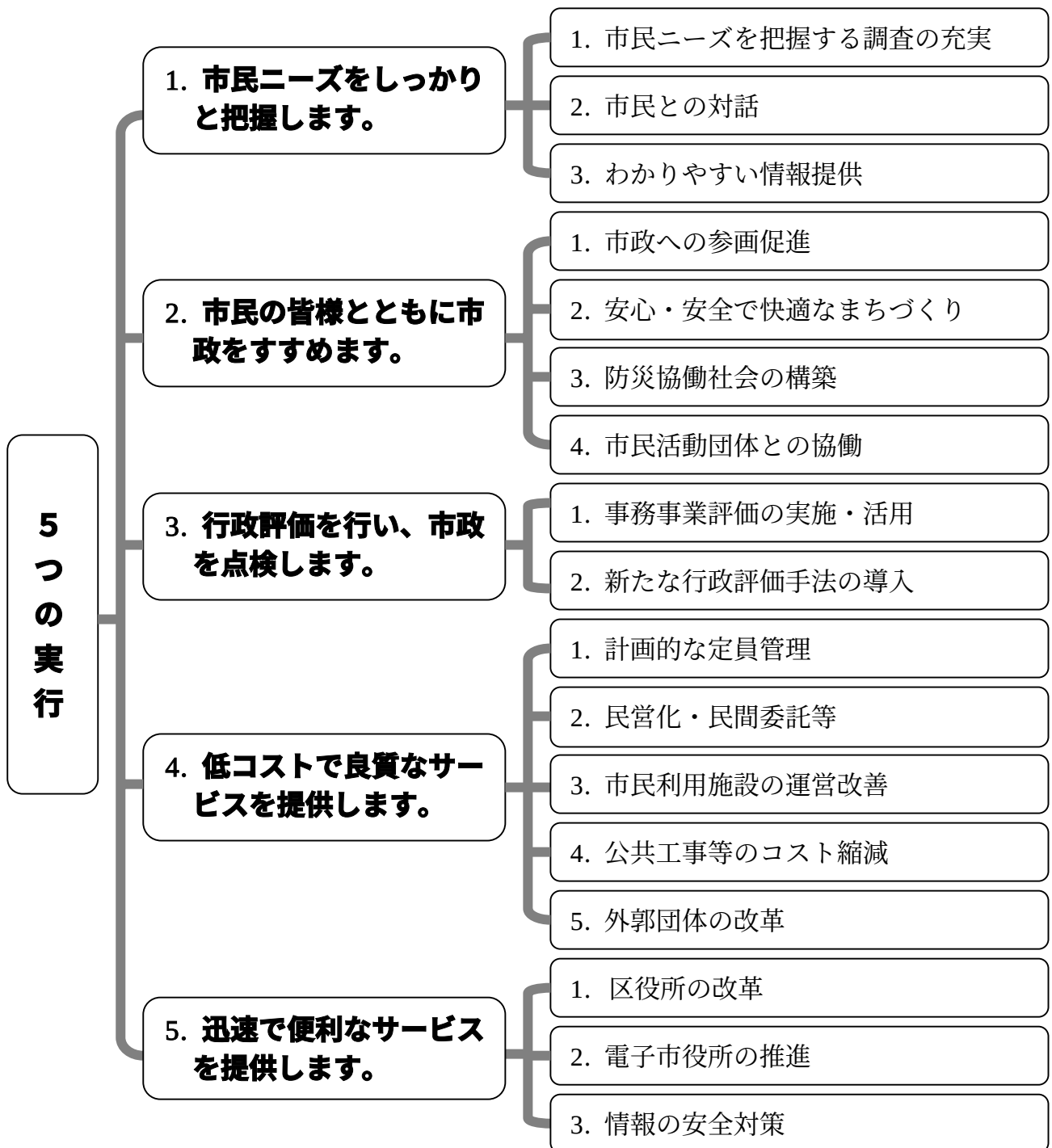
「行財政改革計画」で宣言した「5つの実行」に引き続き取り組むことで、行財政のシステム改革を一層推進し、さらなる行政サービスの向上と効率的な行政運営をすすめます。

- ① 市民ニーズをしっかりと把握します。
- ② 市民の皆様とともに市政をすすめます。
- ③ 行政評価を行い、市政を点検します。
- ④ 低コストで良質なサービスを提供します。
- ⑤ 迅速で便利なサービスを提供します。

これらの宣言を着実な実行に移すためには、職員一人ひとりの段階にまで改革の趣旨を徹底し、市民に信頼される市役所の基盤づくりをはかるとともに、全庁的な改革改善に取り組む体制を整備していくことが必要であると考えています。

このため、「5つの実行」を支える取り組みとして、「市民に信頼される市役所づくり」と「創造的な改革改善に取り組む体制づくり」をすすめます。

6 具体的な取り組み内容



市民に信頼される市役所づくり

1. 法令遵守の徹底
2. 職員の倫理意識・公金意識の向上
3. 事務処理の透明度の向上
4. 全職員による全職場での実践

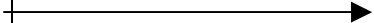
創造的な改革改善に取り組む体制づくり

1. 経営戦略機能の強化
2. 分権型の組織改革
3. 地方独立行政法人
4. 全庁的な改革改善運動
5. 人材の育成

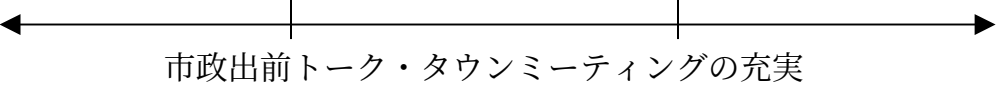
＊ ＊5 つの実行＊ ＊

1. 市民ニーズをしっかりと把握します。

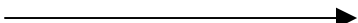
取り組む内容	説 明
1-1 市民ニーズを把握する調査の充実	<趣旨> 市民のニーズを起点として展開する市政をめざして、市民ニーズを的確に把握・分析する調査を充実させます。 <具体的な取り組み> ● 施策満足度調査の実施 ➤ 名古屋新世紀計画 2010 の各施策について市民の重要度満足度調査を実施 ➤ 市民の意見を聴取して施策の目標を設定する手法の検討 ● 市民の意識調査の拡充 設問数を一つ程度に限定し、市民が簡単に意思表示できるアンケート「おしえてちょ～査箱」をホームページ上に構築

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	施策満足度調査の実施 市民の意識調査の拡充	 施策の目標設定の検討

取り組む内容	説 明
1-2 市民との対話	<趣旨> 「市民が市政に対して意見を述べる」「市がその取り組みや考え方を市民に伝える」といったことを一方通行で行うのではなく、直接の対話を活発に行い、お互いの理解を深め、市民のニーズをくみ取ります。 <具体的な取り組み> ● 市政出前トークの充実 市政に関するテーマについて、市民の希望に応じて市の職員が直接説明に出向く市政出前トークを充実 ➢ 毎年度重点事項を設定して、わかりやすく、ていねいに説明 ➢ テーマの説明だけでなく、市民の意見を聴取 ● タウンミーティングの充実 市政に関するテーマについて、市民と市の職員が意見交換を行う場を充実

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
 市政出前トーク・タウンミーティングの充実		

取り組む内容	説 明
1-3 わかりやすい情報提供	<趣旨> インターネットの広汎な普及や利用度の高まりなど高度情報化時代に対応して、ホームページを「利用者志向」の観点から全面改新するとともに、広報なごやを充実するなど、市民にわかりやすく、使いやすい情報を積極的に提供します。 <具体的な取り組み> ● ホームページの全面改新 市の組織に基づく「たて割り」の構成を利用者の関心のある事項ごとの構成にするなど、情報を探しやすく、使いやすいホームページに全面改新 ● 高齢者や障害のある方に配慮したホームページの構築 全面改新にあわせ、高齢者や障害のある方にも配慮したホームページを構築 ● 災害発生時のホームページによる情報提供の確保 ➢ ホームページのサーバ（供給する装置）を東海地域以外に分散化 ● 広報なごやの充実 ➢ ページの増、デザイン・レイアウトの工夫や市民意見の反映など、わかりやすく、ていねいな紙面づくりを推進 ➢ 電子メールによる配信登録システムを構築し、事業所に配信

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ホームページ運営方針等策定 設計・開発 ホームページの全面改新 サーバの分散化 広報なごや区版カラー面導入 電子メール配信システム開発	ホームページの内容拡充 広報なごや通年ページ増 電子メール配信システム開始	 電子メール配信件数の増

2. 市民の皆様とともに市政をすすめます。

取り組む内容	説 明
2-1 市政への参画促進	<趣旨> 市民と市役所が情報を共有し、ともに市政をすすめることをめざして、パブリックコメントを活用するとともに、市民と市の職員が、名古屋のあるべき姿、市政の方向について共同で学習する場をつくります。 <具体的な取り組み> ● 市民と市職員の共同学習（ワークショップ※） ➤ テーマを決めて市政の現状や今後の方向について共同で学習 ➤ 個別の事業計画策定に向けた学習会などの開催 ● パブリックコメント※の充実・活用 市民意見を多様な手法で聴取し、市政に積極的に活用

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
←	市民と市職員の共同学習	→
←	パブリックコメントの充実・活用	

ワークショップ：参加型の講習会

パブリックコメント：市が計画を策定する場合や、規制を制定・改廃する場合などに、あらかじめ市の原案に対する市民の皆様のご意見をお聴きするもの

取り組む内容	説 明
2-2 安心・安全で快適なまちづくり	<趣旨> 市民が主役となって、「安心・安全で快適なまちづくり」を実現できるよう、課題解決のための市民活動を支援・促進します。 <具体的な取り組み> ● 地域で支えあう福祉の仕組みづくり 市民の自主的な活動と公共サービスとの連携をはかり、市民一人ひとりが安心して生活できるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進 ➢ 「地域福祉計画」の策定、ふれあいネットワーク活動の推進、なごや子育て情報プラザの拡充など ● 安心・安全で快適なまちづくりの推進 ➢ 犯罪の防止や交通安全、ごみのポイ捨て・落書の防止など、市民とともに安心・安全で快適なまちづくりのための新たな条例を制定 ➢ 安心・安全で快適なまちづくりへの市民参画の促進、自発的な市民活動「市民の底力運動」の支援 ● 市民活動の促進、市民とともにすすめる事業の推進 「なごや東山の森づくり」や「なごや西の森づくり」など、市民活動を促進し、市民とともに事業を推進

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
地域福祉計画策定	実施	
安心・安全で快適なまちづくりに向けた条例の制定	安心・安全で快適なまちづくりのための市民運動の支援	→
← 市民活動の促進、市民とともにすすめる事業の推進 →		

取り組む内容	説 明
2-3 防災協働社会の構築	<趣旨> 東海地震や東南海地震などの災害に備え、被害を最小限にするためには、市民や地域、企業などが連携・協力していく必要があります。このため、市民・地域・企業・行政などのパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の構築をすすめ、地域防災力の向上をはかります。 <具体的な取り組み> ● 企業防災の推進 ➢ 中部経済連合会との連携による施策の検討および実施 ➢ 企業防災ガイドラインの作成・配布 ● 地域防災力向上にむけた事業の推進 ➢ 普及啓発の実施、推進施策の検討 ➢ 防災安心まちづくり事業の充実 ● 市民の防災意識の高揚推進 地震ハザードマップ※の作製・公表

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
企業防災ガイドラインの作成・配布		
地震ハザードマップの作製・公表		

ハザードマップ：災害予測地図

取り組む内容	説 明
2-4 市民活動団体との協働	<趣旨> 市民と市役所がともにすすめる市政を推進しながら、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくため、機動力や柔軟性、先駆性などNPO(市民活動団体)の特性を生かした事業委託や協働事業をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 事業委託、協働事業の推進 公平性や公開性を確保しながら事業委託、協働事業を推進 ● 提案公募型協働事業の推進 地域の課題の解決策についてNPOから企画案を募り、市とNPOとの協働により事業を実施

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
← 業務委託、協働事業の推進 →		
提案公募型協働事業の実施	→	

3. 行政評価を行い、市政を点検します。

取り組む内容	説 明
3-1 事務事業評価の実施・活用	<趣旨> 行政が行う事業を「市民にとっての効果は何か」「当初設定したとおりの成果が着実に上がっているか」などという視点から客観的に評価・検証し、効率的・効果的な市政運営を市民とともにすすめます。また、市民にとっての成果を重視し、「成果志向」へと職員の意識改革をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 事務事業評価の継続実施 平成 15 年度に実施した全事務事業の総点検を踏まえ、評価手法の改善をはかりながら、継続して実施 ● 外部評価の継続実施 客観性確保の観点から、第三者による外部評価を継続して実施 ● わかりやすい公表 市民への説明責任を果たすため、市民にとっての効果をよりわかりやすく公表 ● 評価結果のさらなる活用 予算、組織・職員定員、総合計画に活用

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
←	事務事業評価の実施	→

取り組む内容	説 明
3-2 新たな行政評価手法の導入	<趣旨> 新たな行政評価手法を導入し、より市民にわかりやすい施策段階で「市がめざしている目標に対してどのくらいすすんでいるのか」という視点や、事業に着手する前に「本当に実施する必要があるのか」「実際にどのような効果が想定されるのか」という視点で、評価・検証します。市民にとっての成果を常に重視し、効率的・効果的な市政運営を市民とともにすすめます。 <具体的な取り組み> ● 施策評価の導入 施策の目標達成状況や個々の事務事業の施策に対する貢献度などを評価 ● 事前評価の導入 事業に着手する前に、市が実施する必要性や費用対効果などを評価 ➢ 公共事業などを対象に導入を検討 ● 外部評価の実施 客観性確保の観点から、第三者による外部評価を実施 ● わかりやすい公表 市民への説明責任を果たすため、市民にとっての効果をよりわかりやすく公表 ● 評価結果の活用 戦略的な施策展開を行うため、局経営方針、総合計画、予算編成、組織に活用

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
施策評価 試行	導入	
事前評価 18 年度導入に向けて検討		

4. 低コストで良質なサービスを提供します。

取り組む内容	説 明
4-1 計画的な定員管理	<趣旨> 厳しい財政状況の中で市民ニーズの変化に対応するため、限られた人員の中で積極的なシフト※を行うことにより、低コストで良質なサービスを提供できる効率的・効果的な市政運営をめざします。 <具体的な取り組み> ● 「定員管理計画」に基づく見直し 局室の自主的・主体的な取り組みを基本とした配分型の定員管理システムにより、計画的な職員定員の見直しを実施 (参考)14 年度 389 人、15 年度 638 人、16 年度 703 人の純減を達成 ・ 事務事業のシフトに伴う職員の削減 ・ 組織の簡素化（役職者の削減） ・ 事務の電算化や事務処理体制の見直し ・ 業務の民間委託や嘱託化の推進 ● 新たな定員管理計画の策定 継続して計画的な定員管理に取り組むため、新たな定員管理計画を策定し、新計画に基づく見直しに着手 ● 区における自主的な定員管理の導入 区長が自主的に定員管理を行い、業務の繁閑などに応じて柔軟に職員を配置する仕組みを導入

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
区における自主的な定員管理の導入	新たな定員管理計画の策定	新たな定員管理計画に基づく見直し

※シフト：必要度・重要度の高い部門に人員や事業の重点化を行うこと

取り組む内容	説 明
4-2 民営化・民間委託等	<趣旨> 「公的関与のあり方に関する点検指針」に基づき、公的関与のあり方を総点検し、民間委託や民営化などをすすめます。 ※「公的関与のあり方に関する点検指針」の考え方 ①「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、市の関与は必要最小限 ②市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入 <具体的な取り組み> ● 事業の廃止・民営化 「公的関与のあり方に関する点検指針」に基づき、行政評価の結果を活用して、事業を廃止・民営化 ● 事業の民間委託 行政評価の結果を活用するなどして、民間とのコスト比較など費用対効果を踏まえ、事業効果を高めるものについて、民間委託を推進 ● PFI の導入推進 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金や知識・知恵および技術的能力を活用して行う P F I 事業を検討・選定 (導入予定) 鳴海工場、守山スポーツセンター

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
←	事業の廃止・民営化	→
←	事業の民間委託	→
鳴海工場事業契約締結	守山スポーツセンター整備事業契約締結	鳴海工場着工 守山スポーツセンター着工

取り組む内容	説 明
4-3 市民利用施設の運営改善	<趣旨> 施設の利用者である市民の視点に立ったサービス改善に取り組み、管理運営コストを縮減するなど、効率的・効果的な管理運営をはかります。また、施設の民営化や指定管理者制度への移行をすすめます。 <具体的な取り組み> ● サービス改善運動 ➤ ミッション（使命）とビジョン（理念・方針）を職員参加で作成することにより、利用者の視点から施設の意義を再認識し、サービス改善を推進 ➤ サービス改善運動にあたって、サービス向上懇談会やアンケートの実施など、市民の意見を聴取 ● 開館日・開館時間の変更 市民ニーズや施設の効率的運営の観点から開館日・開館時間を変更 ● 管理運営コストの縮減 施設ごとの収支状況を把握したうえで、民間で行った場合とのコスト比較を行い、運営組織の効率化をはかって、管理運営コストを縮減 ● 公の施設の指定管理者制度への計画的な移行など ➤ 現在、管理運営を委託している公の施設について、平成 18 年 4 月までに計画的に指定管理者制度に移行 ➤ 直営施設についても、行政の責任の確保、法令との適合などを総合的に判断し、可能なものから指定管理者制度を活用するとともに、民営化を検討・実施 ※直営施設の指定管理者制度への移行や民営化などの見直しについては、平成 15 年度に実施した行政評価の外部評価結果などを考慮してすすめます。

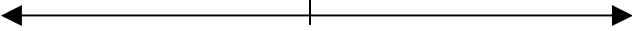
	[平成 15 年度行政評価結果] D（休・廃止を含めた施設のあり方の検討）：児童交通遊園、日光川公園、冷水プール、武豊野外活動センター、岳見高原キャンプ場、名古屋市民御岳休暇村、公設市場、ユース・ホテル C（施設の運営主体等の見直しの検討）のうち運営主体の見直しを検討と指摘されたもの：市立保育園、環境学習センター、東山公園テニスセンター、生涯学習センター、スポーツセンター、市民会館、なごやボランティア・NPOセンターなど
--	---

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
サービス改善運動		
← 指定管理者制度への計画的な移行 →		

取り組む内容	説 明
4-4 公共工事等のコスト削減	<趣旨> 設計方法の見直しや電算システムの開発・保守のあり方、費用等の点検などにより、公共工事などのコスト削減につとめます。 <具体的な取り組み> ● 「名古屋市公共工事コスト削減に関する新行動計画」に基づくコスト削減 使用材料、施工方法等に施工手間も含め、総合価格で最少となる設計方法の見直しや民間の新技術の積極的活用などを実施 また、新たに総合的なコスト削減のための改革プログラムを策定 ● 電算システムのコスト削減 各電算システムについて、開発・保守のあり方、費用、積算方法等の内部の審査会における点検を強化 また、外部の専門家により点検することを検討

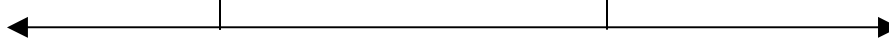
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公共工事のコスト削減		
電算システムのコスト削減		

取り組む内容	説 明
4-5 外郭団体の改革	<趣旨> 市が一定以上出資したり職員を派遣したりしている市政運営と関わりの深い外郭団体について、社会情勢の変化を踏まえ、その廃止や統合を含めた抜本的な見直しをすすめます。 <具体的な取り組み> ● 外郭団体改革実行プランの推進 ➤ 平成 17 年度までを計画期間とする「外郭団体改革実行プラン」の着実な進行管理を行うとともに、外郭団体を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応しながら、外郭団体を抜本的に見直し ➤ 公の施設の指定管理者制度も踏まえ、一層の経営改善を指導 ➤ 外郭団体の経営感覚を高め、コスト縮減と収入の増加をはかるため、利用料金制度の導入を推進 ● 新たな取り組み 外郭団体改革実行プランの取り組みを踏まえ、平成 18 年度以降新たな取り組みを推進

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
 外郭団体改革実行プランの推進		新たな取り組みの推進

5. 迅速で便利なサービスを提供します。

取り組む内容	説 明
5-1 区役所の改革	<趣旨> 市民に身近な区役所で区民との協働を実践することにより市民活動を促進し、魅力あるまちづくりをすすめる区役所、区民のニーズにあったサービスを提供する区役所をめざして、「IT時代における区の行政サービスあり方懇話会」の提言を踏まえ、区役所・支所機能の拡充など区役所の改革をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 区役所・支所機能の拡充（アクションプランの作成・実行） 市民サービスの一層の充実をはかるため、区役所・支所機能の強化に関するアクションプランを作成し、実行 [主な検討項目] 区の自治的な機能の強化 ・自主的な予算の執行 自主的に予算を執行できる仕組みづくり ・自主的な定員管理 業務の繁閑などに応じた柔軟な職員配置 ・区内公所との連携強化 土木事務所など区内公所との連携強化 ・支所業務の拡充 支所管内の区民のサービス向上をはかるため、支所業務を拡充 市民との協働による区づくり ・区の魅力づくりに向けた体制の構築 区の魅力づくりをすすめるために NPO（市民活動団体）、ボランティアなどとの積極的・定例的な協力体制を構築 ・地域活動に関する補助金の統合 地域の実情に応じて自主的に活動ができるよう、地域活動に関する補助金を統合

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
 アクションプランの作成・実行		

取り組む内容	説 明
5-2 電子市役所の推進	<趣旨> インターネットをはじめとしたIT（情報通信技術）を活用して、申請・届出の受付やホームページによる市政情報の提供を行うなど、市民サービスの向上につとめます。行政内部においては事務の電子化をすすめることによって効率化をはかります。 <具体的な取り組み> ● 電子申請・届出システムの整備 ➤ 市民や企業が必要な申請・届出を、いつでもどこでもまとめて簡単にできるようにシステムを整備 ➤ ホームページ上での総合案内 市民が手続を簡単に探すことができるようにするため、結婚したとき・引っ越したとき・出産したときなど、事項ごとに必要な申請や案内をホームページ上でわかりやすく分類 ➤ コールセンターの設置 電子申請・届出への問合せやインターネットを利用しない市民のための窓口としてコールセンターを設置 ● 市税の電子申告システムの整備 インターネットを利用して市税の申告を受けつけるシステムを整備 ● 電子調達システムの整備 インターネットを利用して情報の提供、入札参加資格登録の申請、入札などの契約手続きを電子化するシステムを整備 ● 市民サービスの向上をめざしたシステム整備 福祉総合情報システム、市立病院におけるオーダーリング・電子カルテシステム※の整備や市立図書館におけるインターネットによる図書の貸出予約システムの構築など ● 共通事務の簡素化 文書管理システム・職員情報システムなどを活用して給与事務など各職場共通の内部事務を簡素化

オーダーリングシステム：医師などが行う指示を直接システムに入力して、薬剤・検査部門などに伝達するとともに、医事会計などに情報伝達を行うシステム

電子カルテシステム：診療録や検査結果などの診療情報を電子化して保存するシステム

	● 内部事務管理センターの設置 内部事務管理センターを設置して事務を集約化し、処理体制を縮小することを検討 ● 業務システムの分散処理への移行 業務と一体化した効率的な運用や経費削減などのため、住民基本台帳、国民健康保険など大型電子計算機で処理している業務を所管の部署で、より安価な電子計算機で分散して処理 ● 電子市役所の基盤整備 市役所、区役所、支所などの庁舎間に光ファイバー網を整備するとともに、整備した区の生涯学習センターおよび図書館に公共情報提供端末を設置
--	--

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
電子申請・届出システム整備に向けた調査	開発・稼動	対象業務拡大
電子申告システムの開発	開発・運用（法人市民税、固定資産税（償却資産））	
調達情報サービスシステム・入札参加者登録システムの運用		
入札執行システムの開発	運用	
福祉総合情報システム 2 次開発着手	稼動	
市立病院オーダリング・電子カルテシステム導入の調査検討	→ オーダリングシステムの一部稼動 図書の貸出予約システム開発着手	→ 電子カルテシステムの基盤整備（東市民病院） 稼動
分散処理への移行作業	→	システム保守業務の事務移管
← → 電子市役所基盤整備（順次拡大）		

取り組む内容	説 明
5-3 情報の安全対策	<趣旨> 本市の情報化をすすめるにあたって、市民に安心し、信頼されるよう市の保有する情報の保護や管理について、条例を制定し、十分な安全対策をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 市の情報に関する制度の構築 情報に関する制度の基本理念、情報の保護管理体制などを定め、本市の情報に関する制度の基礎となる通則的な制度を構築 ● 責務の明確化 安全対策についての意識向上のため、職員の責務に応じた研修を実施するなど、市の責務、職員の責務および受託業者などの責務を明確化 ● 電子情報の保護対策の策定 市の保有する情報が質的に多様化し、電子情報の占める割合が大きくなることから、電子情報の保護対策を実施 ● 安全対策の実施 市民の参加を得て情報の保護および管理を行うとともに、専門家の助言を受けて情報に関する安全対策を実施 ● 実効性の確保 情報の安全対策が、確実に実行される仕組みとするために公表制度を設けるとともに、守秘義務違反について他の法令で罰則の対象となっていない職員に罰則を規定

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
←	安全対策の実施	→

※※市民に信頼される市役所づくり※※

取り組む内容	説 明
1 法令遵守の徹底	<趣旨> 公正な職務の遂行や契約制度の改善など、市役所の体質・風土の問題にも正面から取り組み、市民の信頼回復につとめるとともに、市民に信頼される市役所づくりをすすめます。
2 職員の倫理意識・公金意識の向上	<具体的な取り組み> ● 要望・働きかけへの対応 ● 公益通報制度創設 ● 職員倫理の規定整備 ● 内部・外部組織整備 ● 人事評価制度改革 ● 財務管理の適正化 ● 契約事務の改善 ● 職場研修実施、風土改革運動展開 ● 職場総点検（審査基準・処理基準などの総点検）
3 事務処理の透明度の向上	
4 全職員による全職場での実践	

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
 市民に信頼される市役所づくりの検討・推進		

＊＊創造的な改革改善に取り組む体制づくり＊＊

取り組む内容	説 明
1 経営戦略機能の強化	<趣旨> 市政運営における重要な方針について総合的・戦略的に意思決定できる体制を強化するとともに、事務事業の担い手である局において経営戦略機能を高め、市の方針が浸透・展開していく仕組みづくりをすすめます。 <具体的な取り組み> ● 経営会議・経営アドバイザー、行政評価の活用 市政の重要な方針について総合的・戦略的な観点から議論、意思決定する仕組みの強化 ● 局経営方針の策定 ➢ 局の経営方針 局のミッション（使命）やビジョン（目標像や基本方針）、第2次実施計画の数値目標や登載事業、業務改善やサービス改善の取り組みなど、戦略的な経営方針（3年間）を作成 ➢ 局の年度方針（経営方針の各年度版） 年度方針を作成し、次年度予算に反映 ➢ 局の経営会議の設置 局経営会議を設置して、局の経営方針・年度方針を各部・各課に浸透 ➢ 年度方針に沿って業務執行状況を市長に報告（市長の診断を受け、その後の局の業務運営に反映） ● 区のまちづくりなどの方針 各区において、区のまちづくりなど、ミッション（使命）やビジョン（目標像や基本方針）を示す方針を作成し、区の特色ある取り組みをすすめるとともに、次年度予算への反映を関係局に要望

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
局の経営方針作成 次年度方針作成		→
	区のまちづくりなどの方針作成（順次作成）	→

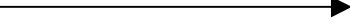
取り組む内容	説 明
2 分権型の組織改革	<趣旨> 市民ニーズの変化を的確に把握し、かつ迅速な対応をはかることができるよう、市民に身近な現場への権限移譲をすすめるとともに、政策・施策の実現に最も適し、市民にわかりやすく、利用しやすい組織体制を検討・整備することにより、効率的・効果的な市政運営をめざします。 <具体的な取り組み> ● 局区への権限移譲 ➤ 市民に身近な現場で、責任をもった的確かつ迅速な対応ができるよう、局区における意思決定に関する権限を拡充 ➤ 意思決定の迅速化・明確化をはかるとともに、組織内相互の連絡・連携を円滑にするため、組織のフラット化※・ネットワーク化※を推進 ● 目的・成果志向の組織整備 政策・施策体系や局の経営方針を踏まえた上で、目的・成果志向の組織体制を構築 また、行政需要の変化に弾力的に対応できる事業執行体制や、局をまたがる課題へ総合的に対応できるクロスファンクショナル（機能横断的）な組織を整備 ● 区単位の事務所のあり方 区ごとにある事務所・事務を集約して事務事業を効率化 ● 市立病院の運営のあり方 地方公営企業法の全部適用の検討

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
局区への権限移譲		
	目的・成果志向の組織整備	
市立病院への地方公営企業法全部適用の検討		

組織のフラット化：組織の階層を減らすこと

組織のネットワーク化：関連した業務について組織の横のつながりをよくすること

取り組む内容	説 明
3 地方独立行政法人	<趣旨> 地方独立行政法人法が施行されることを受け、本市における対象業務について、効率的・効果的な運営をめざして、地方独立行政法人化の検討をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 名古屋市立大学の公立大学法人化 公立大学法人化により、自主的・自律的で責任ある大学運営を行い、個性と活力にあふれる総合大学づくりを推進 ● 試験研究機関の対応 工業研究所などの試験研究機関について、その果たす役割や今後のあり方を検討するとともに、法人化することの長所・短所や課題を整理

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
名古屋市立大学の公立大学法人化の準備		公立大学法人名古屋市立大学(仮称)の設立

取り組む内容	説 明
4 全庁的な改革改善運動	<趣旨> 職員一人ひとりがやりがいを感じていきいきと仕事に取り組み、意欲をもって常に改善を行う市役所をめざして、さわやか市民サービス運動、すみやか業務改善運動、すこやか風土改革運動など全庁的な改革改善運動「なごや維新・なごや一新」をすすめます。 <具体的な取り組み> ● さわやか市民サービス運動 接遇能力と市民サービス意識の向上をめざした運動を展開 ➤ 区役所などにおいて、高い接遇スキル（技術）を持つ者が「接遇や言葉づかいの手引き」を活用して巡回指導を行うなど、窓口サービスを改善 ➤ 区役所において、「窓口サービス評価制度」、「サービス向上懇談会」などを活用し、区民の意見・提案を反映したサービス改善を実施 ● すみやか業務改善運動 優秀事例の発表大会「なごやカップ」を定着させ、各職場（課・係）での自主的な業務改善の取り組みを促進し、全庁的に展開 ➤ 「改革改善実践研修」および「草の根業務改善」の充実 ➤ 「業務改善チーム」による活動 各局区において組織横断的な「業務改善チーム」をつくり、知恵を出しあって各職場での業務改善策を提案 ➤ 「業務改善アドバイザー」の設置 「業務改善チーム」に助言し、業務改善の提案・指導を行う「業務改善アドバイザー」（民間の実務経験者など）を設置 ● すこやか風土改革運動 職員一人ひとりの公務員倫理意識の向上や、風通しのよい職場づくりをめざした運動を展開 ➤ 個人の意識向上をめざして、公務員倫理指導者養成研修や、職員倫理条例などの内容を周知・徹底する研修を実施 ➤ 風通しのよい職場づくりのため、倫理保持に関する所属別研修などを継続的に実施

	● イン트라ネットを活用したナレッジマネジメント（知識の共有・活用） 職員が業務で得た知識やノウハウをイン트라ネット上で共有し、問題解決や改革改善などに役立てるナレッジマネジメントを推進 ➢ 「改革改善アイデアコーナー」および「なんでもノウハウコーナー」を設置 ➢ 市政出前トークや市民と職員の共同学習などで寄せられた市民の意見を掲載するコーナーを設置 ➢ 内部事務改善案の集約・実施 「改革改善アイデアコーナー」に寄せられたものなど、各職場の共通事務の改善案をすばやく検討し、実行 ● 職員給与の全額口座振替の徹底 事務コストの縮減をはかるとともに、コスト意識など職員の意識改革を推進
--	---

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
← さわやか市民サービス運動の展開 →		
← すみやか業務改善運動の展開 →		
すこやか風土改革運動の展開 「改革改善アイデアコーナー」等の設置	業務改善チームの活動 業務改善アドバイザー 設置	→
	内部事務改善案の集約・ 実施	→
← 職員給与の全額口座振替の徹底 →		

ナレッジマネジメント：庁内の知的資産を職員が共有し活用すること

取り組む内容	説 明
5 人材の育成	<趣旨> 市役所の改革を実際に担うのは職員一人ひとりです。この改革をすすめるには、職員を「人財」としてとらえ、いかに限られた人的資源を最大限に活用して行政サービスを行うかが重要です。そのため、能力・成果主義の拡大や民間企業のノウハウの導入など、さまざまな手法により職員の能力向上と意識改革をはかり、より計画的、戦略的な人材の育成をすすめます。 <具体的な取り組み> ● 新人材育成基本方針の策定 人材育成基本方針（平成 11 年 11 月）を見直し、質の高い行政経営を行うことができる職員、新たな課題に挑戦できる職員を育成するという観点から策定 ● 人的資源の開発・活用 ➢ 幅広い経験や柔軟な発想を持つ多様な人材の確保・活用 ➢ 行政経営能力・政策形成能力の向上など計画的な能力開発 ➢ 職員自らが能力開発やキャリア開発※に取り組む仕組みの構築 ➢ 女性職員の登用促進や、育児休業復帰職員に対する能力開発 ➢ 法令遵守や倫理意識の高い職場づくりのため、風土改革運動の展開 ➢ 職員に対する心の健康づくりのための方策の検討 ➢ 次世代育成支援対策の特定事業主行動計画の策定 ● 能力・成果主義に基づく適材適所の人事配置 ● 人事評価制度改革 ➢ 公正で納得性の高い人事評価制度の確立 ● 幹部職員に対する成績主義の拡充 局経営方針・年度方針・目標に対する達成度を評価し、翌年度の給与を決定する局長の業績評価制度を導入

キャリア開発：長期的、計画的な職務開発

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
新入材育成基本方針の策定 次世代育成支援特定事業主行動計画策定 育児休業復帰者研修の新設 人事評価制度改革の検討 局長の新たな業績評価制度の内容検討	次世代育成支援特定事業主行動計画実施 人事評価制度改革の実施	実施(評価結果の給与への反映)

7 成果目標

計画を着実に実行するため、次の事項については、成果目標を掲げて積極的に取り組むこととします。

1. 市民ニーズをしっかりと把握します。

- (1) ホームページの総アクセス件数を 3,000 万件に増加 (14 年度：1,410 万件)
- (2) 広報なごやの満足度を 80%に増加 (14 年度：73%)

2. 市民の皆様とともに市政をすすめます。

- (3) 地域での支えあい活動に関心のある市民の割合を 70%に増加
(15 年度：67.5%)
- (4) 地域パトロール活動など市民活動の参加者数 30 万人
- (5) 防災安心まちづくり強化推進学区の累積実施率を 67%に増加
(14 年度：22%)
- (6) 市内に主たる住所のある N P O 法人数を 400 団体に増加
(14 年度：154 団体)

3. 行政評価を行い、市政を点検します。

- (7) 行政評価を行い、全事務事業の 20%以上をシフト (14～17 年度まで)
＊「行財政改革計画」の成果目標 (10%以上) を上方修正
- (8) 施策評価を導入

4. 低コストで良質なサービスを提供します。

- (9) 職員数の 2,200 人以上の純減を確保 (14～17 年度まで)
＊「行財政改革計画」の成果目標 (1,000 人以上) を上方修正
- (10) すべての市民利用施設でサービス改善運動を実施
- (11) 外郭団体への派遣職員および常勤役員を 10%以上削減 (14～17 年度まで)
- (12) 外郭団体への経常的な委託料や補助金を 10%以上削減 (14～17 年度まで)

5. 迅速で便利なサービスを提供します。

- (13) 電子的に受付可能な申請・届出件数の割合 50% (15 年度未実施)
- (14) 市税申告における電子申告の利用率 33% (15 年度未実施)
- (15) 競争入札の電子入札化率 55% (15 年度未実施)

(参考資料)

1 行財政改革計画で取り組んだシステム改革（平成 13～16 年度当初予算まで）

事 項	内 容
経営会議、経営アドバイザーの設置	市政運営における重要な方針について、総合的・戦略的な観点から議論、意思決定を行う体制として設置（13 年度）
新たな予算編成システムの導入	中期的な財政収支見通しのもと財源を配分し、局室が経営感覚を発揮して自主的に予算編成を行うシステムを導入（14 年度）
新たな定員管理システムの導入	局室が効率的・効果的な人員配置をめざし、自主的・主体的に取り組む配分型の定員管理システムを導入（14 年度）
行政評価システムの導入	すべての事務事業（2,746 事業）を対象に、必要性、有効性、達成度、効率性の視点から総点検を実施（15 年度） 客観性確保の観点から、第三者による外部評価を導入（14 年度）
官民の役割分担の明確化	市の関与の必要性、実施主体の妥当性、受益者負担の考え方を明らかにするために「公的関与のあり方に関する点検指針」を策定（14 年度）
外郭団体の改革	外部の監査法人による経営評価を実施し、評価結果を踏まえて「外郭団体改革実行プラン」を策定（14 年度） 外郭団体自らが自主的・主体的な経営改善計画を策定（15 年度）
全庁的な改革改善運動	職員の接遇や市民サービス意識の向上をめざした「さわやか市民サービス運動」や職員の改革改善のアイデアを結集・共有し、他の職場にも広げる「すみやか業務改善運動」など、「なごや ISSHIN ² 」（なごや維新・なごや一新）を展開（14～15 年度）
市民ニーズの把握、市民との協働	市長のホームページ（まつたけ.ねっと）の開設（13 年度） ネット・モニターアンケートの導入（14 年度） 市政出前トークの実施（12 年度） パブリックコメント制度の導入（14 年度） 一部の審議会では委員の市民公募制を導入（14 年度） 市民活動との協働の考え方をまとめた「市民活動促進基本指針」を策定（13 年度） 「なごやボランティア・NPO センター」の設置（14 年度） 男女平等参画推進センターの NPO への運営委託（15 年度）

2 組織・定員・予算などの見直し

行政改革実施計画期間(平成 10～12 年度)および行財政改革計画期間(平成 13 年～16 年度当初予算)までにおける取り組みの成果

事 項	内 容																															
局 の 再 編	市長部局および公営企業をあわせた 16 局(室)を、10 局(室)に再編（別に 1 大学）（12 年度） 区役所にまちづくり推進部を設置するとともに、生涯学習センター、児童館、福祉会館および保健所を編入（12 年度）																															
職 員 定 員	(単位：人) <table><tr><td>年度</td><td>⑩</td><td>⑪</td><td>⑫</td><td>⑬</td><td>⑭</td><td>⑮</td><td>⑯</td></tr><tr><td>職員定員</td><td>32,067</td><td>31,864</td><td>31,524</td><td>31,051</td><td>30,662</td><td>30,024</td><td>29,321</td></tr><tr><td>対前年増減</td><td>△332</td><td>△203</td><td>△340</td><td>△473</td><td>△389</td><td>△638</td><td>△703</td></tr></table>								年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	職員定員	32,067	31,864	31,524	31,051	30,662	30,024	29,321	対前年増減	△332	△203	△340	△473	△389	△638	△703
年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																									
職員定員	32,067	31,864	31,524	31,051	30,662	30,024	29,321																									
対前年増減	△332	△203	△340	△473	△389	△638	△703																									
外 郭 団 体	1 統廃合 ○統合 (財)名古屋市民会館管理公社と(財)名古屋市文化振興事業団（11 年 4 月 1 日） 名古屋市住宅供給公社と(財)名古屋市住宅管理公社（11 年 4 月 1 日） (財)名古屋市公園緑地協会と(財)名古屋市都市農業振興協会（12 年 4 月 1 日） (財)名古屋国際センターと(財)国際留学生会館（13 年 4 月 1 日） (財)名古屋都市整備公社と(財)名古屋土地区画整理協会（14 年 4 月 1 日） ○廃止 (株)名古屋観光会館の解散（12 年 5 月 31 日） 名古屋貿易振興会の解散（15 年 3 月 31 日） 2 派遣職員 (単位：人) <table><tr><td>年度</td><td>⑬</td><td>⑭</td><td>⑮</td><td>⑯</td></tr><tr><td>派遣職員数</td><td>975</td><td>905</td><td>875</td><td>896</td></tr><tr><td>対前年増減</td><td>—</td><td>△70</td><td>△30</td><td>21</td></tr></table> (各年度 4 月 1 日) ※外郭団体指導調整要綱に定める 52 団体のうち国、県主体の 4 団体を除く								年度	⑬	⑭	⑮	⑯	派遣職員数	975	905	875	896	対前年増減	—	△70	△30	21									
年度	⑬	⑭	⑮	⑯																												
派遣職員数	975	905	875	896																												
対前年増減	—	△70	△30	21																												

事 項	内 容																		
行 政 評 価	(１) 取組状況																		
	<table><tr><th>年度</th><th>実 施 内 容</th><th>評価結果の活用 (縮減額)</th></tr><tr><td>13</td><td>・一課一事業を中心に 857 事業 を評価</td><td>約 2 億 8,500 万円 (14 年度予算)</td></tr><tr><td>14</td><td>・全体の半数の事務事業 (1,398) を評価 ・評価の客観性を高めるため、 外部評価を導入</td><td>約 59 億円 (15 年度予算)</td></tr><tr><td>15</td><td>・全事務事業(2,746)を評価 ・外部評価を引続き実施</td><td>約 50 億円 (16 年度予算)</td></tr></table>	年度	実 施 内 容	評価結果の活用 (縮減額)	13	・一課一事業を中心に 857 事業 を評価	約 2 億 8,500 万円 (14 年度予算)	14	・全体の半数の事務事業 (1,398) を評価 ・評価の客観性を高めるため、 外部評価を導入	約 59 億円 (15 年度予算)	15	・全事務事業(2,746)を評価 ・外部評価を引続き実施	約 50 億円 (16 年度予算)						
	年度	実 施 内 容	評価結果の活用 (縮減額)																
	13	・一課一事業を中心に 857 事業 を評価	約 2 億 8,500 万円 (14 年度予算)																
	14	・全体の半数の事務事業 (1,398) を評価 ・評価の客観性を高めるため、 外部評価を導入	約 59 億円 (15 年度予算)																
	15	・全事務事業(2,746)を評価 ・外部評価を引続き実施	約 50 億円 (16 年度予算)																
	(２) 平成 15 年度評価結果																		
	<table><tr><th></th><th>市評価</th><th>外部評価</th></tr><tr><td>A</td><td>682 (37.3%)</td><td>250 (13.7%)</td></tr><tr><td>B</td><td>1,032 (56.5%)</td><td>1,188 (65.0%)</td></tr><tr><td>C</td><td>107 (5.9%)</td><td>326 (17.9%)</td></tr><tr><td>D</td><td>5 (0.3%)</td><td>62 (3.4%)</td></tr><tr><td>計</td><td>1,826 (100%)</td><td>1,826 (100%)</td></tr></table>		市評価	外部評価	A	682 (37.3%)	250 (13.7%)	B	1,032 (56.5%)	1,188 (65.0%)	C	107 (5.9%)	326 (17.9%)	D	5 (0.3%)	62 (3.4%)	計	1,826 (100%)	1,826 (100%)
		市評価	外部評価																
	A	682 (37.3%)	250 (13.7%)																
B	1,032 (56.5%)	1,188 (65.0%)																	
C	107 (5.9%)	326 (17.9%)																	
D	5 (0.3%)	62 (3.4%)																	
計	1,826 (100%)	1,826 (100%)																	
※共通・区役所事務(920 事業)は外部評価を実施せず																			
A：計画どおりに事業を進めることが適当																			
B：事業の進め方の改善の検討																			
C：事業規模・内容又は実施主体の見直し検討																			
D：事業の抜本的な見直し、休・廃止の検討																			
給 与 制 度	係長級以上の職員の業績評価制度の拡充(期末・勤勉手当に反映)(13 年度) 全勤続期間における退職手当支給率の引下げ(13 年度) 55 歳昇給停止制度の導入(14 年度) 特別職で給料及び期末手当の 10%、一般職で給料の 1%～5.5%をカット(16 年度) 時間外労働の縮減(平成 15 年度は、平成 4 年度と比べ 77 万 1 千時間の縮減) 勤続 20 年以上で退職した職員の退職手当の加算割合の引下げ(10%から 4%へ引下げ)(16 年度)																		

事 項	内 容																																																																							
人 材 の 育 成 等	「人材育成基本方針」の策定（11年度）																																																																							
	一般職員の職務状況申告制度の拡充（13年度）																																																																							
	MB0（自己申告目標評価制度）の拡充（13・14年度）																																																																							
	係長級職員に対して目標管理手法を含めた職務状況申告制度を導入（14年度）																																																																							
	NPO 法人への職員派遣研修の実施（14年度）																																																																							
	庁内公募制度の導入（13年度）																																																																							
	役付職員の自主降任制度の導入（13年度）																																																																							
	再任用職員、嘱託員の委嘱期間更新時の選考に活用する勤務実績評価制度を導入（14年度）																																																																							
	女性職員の登用（係長級以上の女性役職者数）（単位：人）																																																																							
	<table><tr><td>年度</td><td>⑩</td><td>⑪</td><td>⑫</td><td>⑬</td><td>⑭</td><td>⑮</td><td>⑯</td></tr><tr><td>行政職</td><td>95</td><td>98</td><td>100</td><td>115</td><td>131</td><td>141</td><td>156</td></tr><tr><td>その他</td><td>306</td><td>315</td><td>319</td><td>316</td><td>321</td><td>325</td><td>337</td></tr><tr><td>合計</td><td>401</td><td>413</td><td>419</td><td>431</td><td>452</td><td>466</td><td>493</td></tr></table>								年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	行政職	95	98	100	115	131	141	156	その他	306	315	319	316	321	325	337	合計	401	413	419	431	452	466	493																																
年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																																																	
行政職	95	98	100	115	131	141	156																																																																	
その他	306	315	319	316	321	325	337																																																																	
合計	401	413	419	431	452	466	493																																																																	
(各年度 4 月 1 日)																																																																								
財 政 健 全 化	財政健全化の取り組みの推移（一般会計予算）																																																																							
	(単位：億円)																																																																							
	<table><tr><td>年度</td><td>⑩</td><td>⑪</td><td>⑫</td><td>⑬</td><td>⑭</td><td>⑮</td><td>⑯</td></tr><tr><td>事務事業の見直し</td><td>29</td><td>11</td><td>50</td><td>7</td><td>23</td><td>109</td><td>77</td></tr><tr><td>経常経費の削減</td><td>24</td><td>32</td><td>100</td><td>32</td><td>45</td><td>80</td><td>40</td></tr><tr><td>投資的経費の抑制</td><td>237</td><td>279</td><td>99</td><td>53</td><td>151</td><td>213</td><td>67</td></tr><tr><td>人件費削減</td><td>11</td><td>11</td><td>43</td><td>23</td><td>16</td><td>66</td><td>48</td></tr><tr><td>未利用地の売却など</td><td>—</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>50</td><td>50</td><td>21</td></tr><tr><td>受益者負担の適正化</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>7</td><td>3</td><td>30</td></tr><tr><td>合 計</td><td>303</td><td>354</td><td>316</td><td>136</td><td>292</td><td>521</td><td>283</td></tr></table>								年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	事務事業の見直し	29	11	50	7	23	109	77	経常経費の削減	24	32	100	32	45	80	40	投資的経費の抑制	237	279	99	53	151	213	67	人件費削減	11	11	43	23	16	66	48	未利用地の売却など	—	20	20	20	50	50	21	受益者負担の適正化	2	1	4	1	7	3	30	合 計	303	354	316	136	292	521	283
	年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																																																
	事務事業の見直し	29	11	50	7	23	109	77																																																																
	経常経費の削減	24	32	100	32	45	80	40																																																																
	投資的経費の抑制	237	279	99	53	151	213	67																																																																
	人件費削減	11	11	43	23	16	66	48																																																																
	未利用地の売却など	—	20	20	20	50	50	21																																																																
	受益者負担の適正化	2	1	4	1	7	3	30																																																																
合 計	303	354	316	136	292	521	283																																																																	

3 財政状況

事 項	内 容																																				
収入の推移	市の収入は、市税収入が長引く景気の悪化などにより伸び悩み、平成2年度予算額の4,479億円とほぼ同じ水準の額を確保するのが精一杯という大変厳しい財政状況です。 このため、市債を満期に一括して返済するために積み立てている「公債償還基金」からの借入れを行うことによって収支を補う状況が続いています。	<table><caption>収入の推移 (億円)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>市税</th><th>市債</th><th>その他</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>2</td><td>4,479</td><td>593</td><td>3,215</td><td>8,287</td></tr><tr><td>7</td><td>4,887</td><td>1,776</td><td>4,520</td><td>11,183</td></tr><tr><td>12</td><td>4,602</td><td>1,004</td><td>5,151</td><td>10,757</td></tr><tr><td>16</td><td>4,501</td><td>1,301</td><td>4,310</td><td>10,112</td></tr></tbody></table>	年度	市税	市債	その他	合計	2	4,479	593	3,215	8,287	7	4,887	1,776	4,520	11,183	12	4,602	1,004	5,151	10,757	16	4,501	1,301	4,310	10,112										
年度	市税	市債	その他	合計																																	
2	4,479	593	3,215	8,287																																	
7	4,887	1,776	4,520	11,183																																	
12	4,602	1,004	5,151	10,757																																	
16	4,501	1,301	4,310	10,112																																	
支出の推移	平成16年度一般会計当初予算は1兆112億円で、お年寄りや子育て家庭への支援などの福祉のための支出や、景気対策として社会資本（道路や施設）の整備を積極的に進めるために借入れた市債の返還金が増加しており、バブルの絶頂期だった平成2年度当初予算8,287億円と比べると約2,000億円近くも増加しています。	<table><caption>支出の推移 (億円)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>人件費</th><th>扶助費</th><th>公債費</th><th>投資的経費</th><th>その他</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>2</td><td>1,580</td><td>811</td><td>644</td><td>1,965</td><td>3,287</td><td>8,287</td></tr><tr><td>7</td><td>1,850</td><td>1,015</td><td>940</td><td>2,854</td><td>4,524</td><td>11,183</td></tr><tr><td>12</td><td>1,950</td><td>1,135</td><td>1,285</td><td>1,570</td><td>4,817</td><td>10,757</td></tr><tr><td>16</td><td>1,866</td><td>1,447</td><td>1,381</td><td>1,204</td><td>4,214</td><td>10,112</td></tr></tbody></table>	年度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	合計	2	1,580	811	644	1,965	3,287	8,287	7	1,850	1,015	940	2,854	4,524	11,183	12	1,950	1,135	1,285	1,570	4,817	10,757	16	1,866	1,447	1,381	1,204	4,214	10,112
年度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	合計																															
2	1,580	811	644	1,965	3,287	8,287																															
7	1,850	1,015	940	2,854	4,524	11,183																															
12	1,950	1,135	1,285	1,570	4,817	10,757																															
16	1,866	1,447	1,381	1,204	4,214	10,112																															
市債残高の推移	市の借金である市債の残高は増加を続けており、平成16年度末には一般会計で1兆8,470億円（全会計では3兆5,303億円）、市民1人当たりになると84万1,500円（全会計では160万8,400円）となっています。	<table><caption>市債残高の推移 (億円)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>一般会計</th><th>特別・公営企業会計</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>2</td><td>6,066</td><td>12,611</td><td>18,677</td></tr><tr><td>7</td><td>10,607</td><td>15,202</td><td>25,809</td></tr><tr><td>12</td><td>15,369</td><td>16,144</td><td>31,513</td></tr><tr><td>16</td><td>18,470</td><td>16,833</td><td>35,303</td></tr></tbody></table>	年度	一般会計	特別・公営企業会計	合計	2	6,066	12,611	18,677	7	10,607	15,202	25,809	12	15,369	16,144	31,513	16	18,470	16,833	35,303															
年度	一般会計	特別・公営企業会計	合計																																		
2	6,066	12,611	18,677																																		
7	10,607	15,202	25,809																																		
12	15,369	16,144	31,513																																		
16	18,470	16,833	35,303																																		